

令和4年度
事業報告書

社会福祉法人 やながせ福祉会

居宅介護支援事業所

姫路・勝原ホーム居宅介護支援事業所

令和4年度 事業計画

<p>目 標</p>	<p>引き続き感染症に関する行政からの通達や最新ニュースなどの情報を確認し、感染症予防対策を講じたケアマネジメントをすすめていくことで、コロナ禍でも利用者が安心し、生活意欲が高まる支援を図る。</p>
<p>理 由</p>	<p>コロナ禍から医療連携や対面でのアセスメントなどの対応が厳しくなっている中、感染発生者等に伴う通所介護等事業所の休業に加え、居宅サービスの利用を見合わせる利用者もおられ、社会参加が少なくなっていることから意欲の低下が案じられるため。</p> <p>また、ブロック研修、外部研修等はリモートを活用し知識を得る機会を作り、事業所で知識の共有を定期会議で図るため。</p> <p>あわせて、相談しやすい雰囲気大切に、事業所内で困難事例を共有し、意見交換を積極的に行っていきたいため。</p>
<p>具体的対応策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リモートによる研修内容と困難事例に関する情報共有など、意見交換の機会を持つことで、対応力の向上を図る。 2. 円滑なケアマネジメント業務を行うため、定期会議にて、対人援助技術に関する内容を話し合い、技術習得に努める。 3. 月例会議にて、接遇やリスクマネジメントに関する研修も行い、スキルアップを図るとともに苦情や事故が生じた時には、事業所内で情報を共有するとともに今後の対策も話し合い、改善に努める。

令和4年度 事業報告

<p>事業報告</p>	<p>地域包括支援センターと連携して実施している委員会活動の中で、社会資源や取り組んでいる地域活動に関する勉強会を行い、知識を高めた。また、各居宅サービス事業所のコロナ関連の最新情報の収集を行った。</p> <p>毎週火曜日に開催している定期会議にて、情報収集した地域にある社会資源やインフォーマルサポートなどについて意見交換し、情報共有と共通認識を図った。</p> <p>インフォーマルサポートを位置づけたケアプランについては、適切な内容になっているかどうかを確認するための事例検討会を適時開催している。出席者同士で話し合い、内容に関する意見交換していることで、互いに知識を高めており、利用者本位のケアマネジメントが展開しやすい体制につながっている。</p>
<p>事業運営総括</p>	<p>病院や地域包括支援センター、元利用者家族、居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所の家族からの紹介があり、新規契約に至っているが、そのまま入所や入院等、実績に繋がらないケースや結果的に要支援の相談等も含まれることから新規の作成依頼は年間で10件減少した。</p> <p>更新認定を受けて、要介護から介護予防に移行した利用者数は、令和4年度は増加している。その背景として、令和3年度まで新型コロナウイルスにより合算の介護認定を受けてきた方が、徐々に一般認定に移行してきたことがあげられる。</p> <p>自前の要介護認定調査は令和3年度と同じ件数であるが、施設介護入居者の要介護認定調査が2倍に増えたことで業務負担が大きくなっているが、毎週火曜日の定期会議にて、継続して事例検討会を行っていることでケアマネジメント力は向上している。また、会議の中で新規や困難事例にとどまらず、利用者や家族との関係性を含め、ケアマネジメントのあり方に関する内容を話し合い、互いに理解を深めていることで、情報共有と共通認識は毎日の日課になっている。</p> <p>緊急事態時などに利用者にも不利益が生じないように、事業所内での協力体制を整備し、令和5年度はケアマネジメントや相談に関するマニュアルについて、PDCAサイクルをもとに見直し、一つひとつの関わりなど過程を大切に相談援助を行っていきたい。</p>

要介護度の状況 《平均要介護度 1.85》

令和5年3月31日 現在

	人数	割合
要支援1	16	10%
要支援2	12	8%
事業対象者	0	0%
予防計	28	18%
要介護1	61	39%
要介護2	32	21%
要介護3	16	10%
要介護4	15	9%
要介護5	4	3%
介護計	128	82%
合計	156	100%

新規契約者数

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
契約者数	5	7	5	6	3	5	1	5	3	2	6	4	52

利用者数

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要支援1・2	15	17	19	20	25	24	23	25	29	28	28	28	281
プラン数	133	134	139	141	135	136	136	134	132	120	126	129	1,595
合計	148	151	158	161	160	160	159	159	161	148	154	157	1,876

要介護認定調査数

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居宅	0	0	3	3	0	2	4	0	2	3	1	0	18
特養	0	2	1	3	0	2	2	2	2	3	3	3	23
合計	0	2	4	6	0	4	6	2	4	6	4	3	41

職員の外部研修の受講状況 (令和4年度)

研修名	研修内容	参加職種	参加人員	日付	期間	場所	研修結果の報告方法
専門研修過程Ⅰ更新研修A(前期)	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定について	介護支援専門員	1名	4月11日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
専門研修過程Ⅰ更新研修A(前期)	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定について	介護支援専門員	1名	5月13日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
専門研修過程Ⅰ更新研修A(前期)	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術について	介護支援専門員	1名	6月29日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
第1回ケアマネジメント力向上会議	重度化予防、自立支援に資するケアマネジメント力の向上について(事例検討)	介護支援専門員	2名	6月29日	1日間	姫路市網干市民センター(オンライン参加)	口頭・復命
専門研修過程Ⅰ更新研修A(前期)	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践について	介護支援専門員	1名	7月28日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
第2回ケアマネジメント力向上会議	身体的な課題が中心の2事例(医療職、専門職)を交えて自立支援、重度化予防)検討会について	介護支援専門員	3名	8月10日	1日間	姫路市網干市民センター(オンライン参加)	口頭・復命
主任介護支援専門員研修	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、実践の振り返りと指導及び支援の実践について	介護支援専門員	1名	9月9日	9日間	じばさんびる	口頭・復命
第2回網干ブロック研修	障害サービスから介護保険、障害制度との違いについて	介護支援専門員	1名	9月27日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命
広畑圏域主任ケアマネ交流会(研修会)	ハラスメントについて	介護支援専門員	1名	9月28日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命
第3回ケアマネジメント力向上会議	認知症の方が安心して暮らせるための考え方と対応について(事例検討)	介護支援専門員	2名	10月20日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命
専門研修過程Ⅱ更新研修A(後期)	社会資源の活用に向けた関係機関との連携について	介護支援専門員	1名	11月9日	1日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書

研 修 名	研 修 内 容	参 加 職 種	参 加 人 員	日 付	期 間	場 所	研 修 結 果 の 報 告 方 法
第3回網干ブロック研修	アルコール依存について	介護支援専門員	2名	11月25日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命
専門研修過程Ⅱ更新研修A（後期）	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用について	介護支援専門員	1名	12月5日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
専門研修過程Ⅱ更新研修A（後期）	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習について	介護支援専門員	1名	1月30日	2日間	兵庫県社会福祉協議会福祉人材研修センター	復命書
第5回ケアマネジメント力向上会議	身体機能に関する課題の事例検討	介護支援専門員	2名	2月9日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命
第4回網干ブロック研修	カスタマーハラスメントとメンタルヘルスについて	介護支援専門員	1名	2月13日	1日間	姫路市網干市民センター	口頭・復命

苦情対応

苦情なし

事故対応

発生日	事故内容	事故対策
令和4年 10月17日	「路上駐車について」 サービス担当者会議のため、利用者宅周辺に路上駐車し、警察に駐車禁止の違反切符を切られた。	①サービス担当者会議などの開催のため、利用者宅を訪問し、他居宅サービス事業所を含め、複数台の車を駐車する場合は、有料パーキングに駐車するか、自転車での移動、他職員の送迎等で対応する。 ②路上駐車時に歩行者が通行するための道幅が確保できていないとの理由で違反切符を切られたため、利用者や家族に駐車時の留意点を確認するとともに道路交通法についても理解を深める。
令和5年 3月1日	「ショートステイと入院の確認について」 入院していると聞いていた利用者が連絡なく、病院に併設するショートステイに利用していた。実績を送ってきたことで状況を把握し、月1回の訪問をしていなかったことから姫路市に事情を説明し、対応を問い合わせたところ、減算との指示を受ける。	①利用者本人や家族に頻繁に電話し、容体や状況を確認する。 ②状況変化があれば、利用者宅を訪問し、情報収集に努める。 ③短期入所生活介護事業所に対して、併設の病院からショートステイに異動する時の連絡を依頼する。

※ 職員間の内部研修、避難訓練については、併設の特別養護老人ホームと合同で行い、参加している。